

粉じん特定施設（生環条例規則別表第4）

1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機（設置場所が隣地から50m以上離れている場合を除く。）
3	農薬工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる放送施設（処理能力が1 t/hであるものに限る。）